

報告第12号

大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

国会議員の選挙における選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額の改定に準じて、市議会議員及び市長の選挙におけるこれらの経費に係る限度額を改定するため、大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する必要があるが生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年6月18日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和7年7月1日

大阪市長 横山英幸

大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成5年大阪市条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(公費の支払) 第4条 本市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする	(公費の支払) 第4条 [同左]

者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区（市長の選挙については当該選挙が行われる区域。以下同じ。）におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 586円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）
- (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 293,440円と30円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に316,250円を加えた

- (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）
- (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 270,655円と28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に316,250円を加えた

金額を当該選挙区におけるポスター掲 場の数で除して得た金額	金額を当該選挙区におけるポスター掲 場の数で除して得た金額
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成19年大阪市条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 本市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第5号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 [同左]</p> <p>(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万</p>

<p>枚以下である場合 <u>8円38銭</u></p> <p>(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>419,000円と5円62銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）</p>	<p>枚以下である場合 <u>7円73銭</u></p> <p>(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>386,500円と5円18銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略